



大阪労働局発表
平成30年8月2日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

大阪府最低賃金を27円引上げ 時間額936円に

大阪地方最低賃金審議会（会長 服部 良子）は、本日（8月2日）、大阪労働局長（井上 真）に対し、大阪府最低賃金を本年10月1日から27円引上げて、時間額936円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

- 1 大阪地方最低賃金審議会は、本年7月4日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月2日、時間額を現行の909円から27円引上げ（引上率2.97%）、936円に改正決定することが適当であるとの答申を行った（別添答申文）
- 2 同審議会においては、中央最低賃金審議会の「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、賃金実態調査結果等のデータを基に慎重に審議を重ねた結果、「大阪府最低賃金」について、27円引上げることが適当であるとの結論に至ったものである。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について本日付けで公示を行い、本年8月17日までに関係労働者及び関係使用者から異議の申出がない場合は、答申どおり、改正決定を行う予定である（官報に公示）。

平成30年8月2日

大阪労働局長
井上真 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部良子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年7月4日付け大労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって、下記のとおりとする結論に達したのでここに答申する。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、これまでの取組を踏まえて、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取組状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会総会の場において報告すること、を要望する。

記

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間936円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成30年10月1日

(参考)

1	答申のあった時間額	936円
2	現行の時間額	909円
3	引上げ額	27円
4	引上げ率	2.97%
5	賃金の引上げが必要な労働者数(※1)	約278,000人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	地域別最低賃金決定の仕組み(別紙)	
8	影響率(※1)(※2)	19.3%

(※1) 平成30年6月分賃金を対象に実施した「最低賃金に関する実態調査」に基づく数字である。なお、調査対象事業所は「製造業」及び「情報通信業」は100人未満、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所。

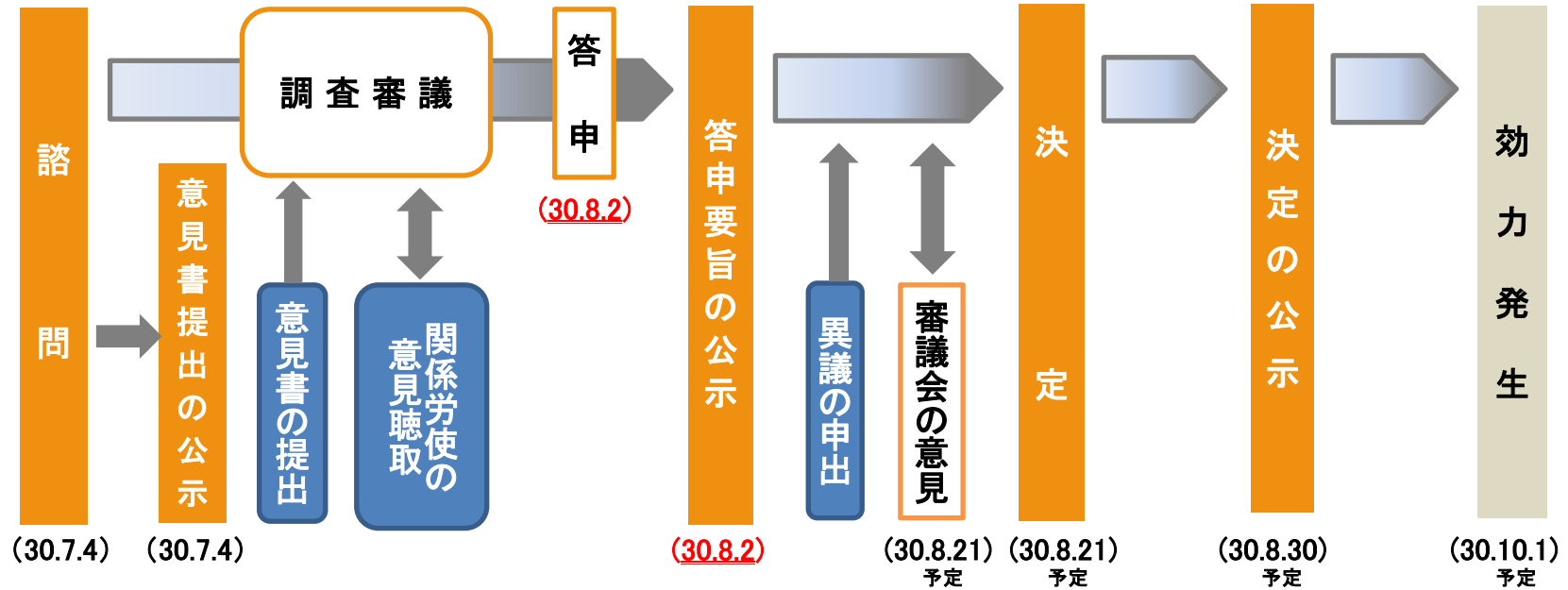
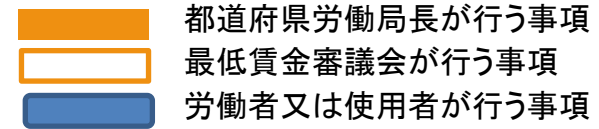
(※2) 影響率とは、指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合のこと

地域別最低賃金額の推移

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
時間額	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円	731円	748円
引上げ額 (時間額)	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円	19円	17円
引上げ率	0.72%	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
時間額	762円	779円	786円	800円	819円	838円	858円	883円	909円	936円
引上げ額 (時間額)	14円	17円	7円	14円	19円	19円	20円	25円	26円	27円
引上げ率	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%	2.97%

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

